

バーゼル委員会による新たな提案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 2010年7月26日、中央銀行総裁・銀行監督当局グループの会議が開催され、2009年12月にバーゼル委員会が公表した自己資本規制、レバレッジ規制、流動性規制を含む規制改革パッケージに関する新たな方針が明らかになった。基本的に昨年12月の市中協議案の内容を緩和したり、または提案を具体化するものとなっている。
2. 自己資本の定義に関しては、連結対象外の銀行、保険会社その他の金融機関に対する普通株式の出資について発行済株式の10%以上という基準が設けられ、その基準を超える場合には「重大な出資」として、コモンエクイティ（普通株式等）の10%に算入上限が設定される。また、繰延税金資産についてもコモンエクイティの10%に算入上限が設定される。そしてこれらの項目に対しては、合計してコモンエクイティの15%という制限が加わる。
3. レバレッジ比率については、2013年1月から2017年1月の間に試行期間が設けられ、その間はTier 1レバレッジ比率3%が適用される。試行期間を踏まえて最終的には2018年1月から適用が始まる。これまでと同様、バーゼル委員会はレバレッジ比率については第1の柱の下での取り扱いに移行することを視野に入れている。
4. 資本バッファに関しては、資本保全バッファとカウンターシクリカルなバッファの2つを同時に採用する方針を確認している。資本バッファについては、2010年末までに枠組みが固められる予定である。
5. 流動性規制については、ネット安定調達比率（NSFR）が金融機関のビジネス・モデルや調達構造に意図せざる影響をもたらす懸念があることから、バーゼル委員会は観察期間を設ける方針を明らかにしている。観察期間を経てNSFRは2018年1月から導入される予定である。NSFRに対しては第2の柱での取り扱いや枠組みの廃止といった見方もあったが、バーゼル委員会は引き続きNSFRの適用にコミットしている。

I 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの開催

2010年7月26日、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局グループの会議が開催された。会議の結果、2009年12月にバーゼル委員会が公表した自己資本規制、レバレッジ規制、流動性規制を含む規制改革パッケージに関して、各国の中央銀行総裁、銀行監督当局長官が合意した新たな方針が明らかになった。同会議は、7月14、15日に開催されたバーゼル委員会の会合を受けて開催されたものであり、その際、バーゼル委員会は、①自己資本の定義、②カウンターパーティ・リスクの取り扱い、③レバレッジ比率、④資本保全バッファー、⑤流動性比率について中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループに対して具体的な提案をする旨をプレスリリースで明らかにしていた¹。

今般、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル委員会による提案を受けてその合意を図った。同会議のプレスリリースでは、①自己資本および流動性に関する規制改革パッケージの全体的な設計について広範な合意に達したこと（自己資本の定義、カウンターパーティ・リスクの取り扱い、レバレッジ比率、流動性規制を含む）、②2010年9月の会議において水準調整（calibration）と段階的実施の措置（phase-in arrangement）について最終決定することに合意したことが述べられている。バーゼル委員会は昨年の市中協議案では、2010年末までに水準調整を終了させるという方針を示しており、新たな規制の枠組みを確定させる時期が早まっている。11月11、12日に韓国ソウルで開催されるG20サミットには、概ね最終決定された新たな規制の枠組みが提示される予定である。

プレスリリースの付属文書において、主要な設計要素（main design element）として中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループが合意に達したバーゼル委員会の市中協議案の修正内容等が示されている²。この付属文書は、基本的に昨年12月の市中協議案の内容を緩和したり、または提案を具体化するものとなっている。なお、付属文書では、1カ国が水準調整および段階的実施の取り扱いについて9月に最終決定されるまで、付属文書の主要な設計要素に対して立場を留保したことが明らかになっている。

以下では、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの会議における合意を受けて、バーゼル委員会が明らかにした新たな提案の内容を解説する。

II 自己資本の定義

バーゼル委員会はまず、自己資本の定義に関しては2009年12月の市中協議案で提案した内容の大半を維持すると述べている。その上で、昨年の市中協議案の中で自己資本の控除項目として提案されていたもののうち、①少数株主持分、②金融機関への普通株式による出資、繰延税金資産、③他の金融機関への出資、③無形固定資産については、資本控除

¹ 小立敬、磯部昌吾「バーゼル委員会が示した資本バッファーの考え方」『野村資本市場クォーターリー』2010年夏号（ウェブサイト版）を参照。

² <http://www.bis.org/press/p100726/annex.pdf> を参照。金融庁・日本銀行のウェブサイトそれぞれ仮訳を掲載。

を行うことが特定のビジネス・モデルや引当慣行に潜在的な悪影響を及ぼし、また極端なストレス時における実現可能な価値についての証拠を勘案していないとして、昨年の市中協議案の修正を図っている。逆の見方をすれば、それ以外に挙げられていた、優先株式に係る資本剰余金、確定給付年金の積立て不足等、金庫株、その他有価証券含み損、金融負債に係る信用評価調整額等は、コモンエクイティ（普通株式等）からの控除が求められる可能性がある。

1. 少数株主持分

バーゼル委員会は昨年の市中協議案において、少数株主持分をコモンエクイティから全額控除することを提案していた。バーゼル委員会の新たな提案では、銀行である子会社のリスクをサポートする少数株主持分については、その慎重な算入を認めるとしており、銀行である子会社の最低基準を超える超過資本は少数株主持分割合に応じて控除されることが明確にされた。

2. 金融機関の普通株式による出資、繰延税金資産の取り扱い

ダブルギアリングに関しては、連結対象外の銀行、保険会社その他の金融機関に対する普通株式の出資について発行済株式の 10%以上という基準が設けられ、その基準を超えた場合には「重大な出資（significant investment）」として資本控除の対象となる³。

そして、①重大な出資、②モーゲージ・サービシング権⁴、③繰延税金資産（会計と税務の一時差異に伴うもの）については、資本から全額控除されるのではなく、それぞれコモンエクイティの 10%に算入上限が設定される。さらに、これらの 3 つの項目については、その合計額に対してコモンエクイティの 15%に上限が設けられる⁵。そしてこれらの 3 項目については完全なディスクロージャーが求められる方針が明らかになっている。

3. 他の金融機関に対する出資

資本控除の対象となる連結対象外の金融機関に対する出資に関して昨年の市中協議案は、グロスのロング・ポジションとショート・ポジションのネットティングについては、ショー

³ 2009 年 12 月の市中協議案では、金融機関に対する普通株式の出資について、①金融機関に対する普通株式の出資が当該金融機関の普通株式の 10%を超える場合、当該出資は全額控除され、②ある銀行による他の金融機関に対する普通株式の出資の合計額が当該銀行のコモンエクイティの 10%を超える場合は、10%を超える金額を控除するとしていた。今回の付属文書では上限値は引き続き適用されるとしているが、①のケースについては全額控除から取り扱いが変更されている。

⁴ モーゲージ・サービシング権とは、銀行が証券化した住宅モーゲージについて自らサービサー業務を行う場合にサービシング手数料を受け取る権利のことを指し、資産計上ができる。

⁵ 算入上限の 15%を計算するベースとなるコモンエクイティは、3 つの項目を控除しない一方、その他のすべての項目の控除をしたものとなる。

ト・ポジションにカウンターパーティ・リスクがない場合に限ってネットィングを認めるという条件を示していた。しかしながら、バーゼル委員会は今回の付属文書において、金融機関の出資に対するヘッジに関してこのカウンターパーティ・リスクの制限を取り除く方針を示しており、その条件は緩和されている。また、付属文書では金融機関の引受け業務に関して適用除外とする方針が示されている。銀行株式の引受けが、連結対象外の金融機関の出資に係る 10%制限の対象になると、銀行の株式の引受けが困難となり、バーゼル委員会が自己資本の充実を求める中で、資本調達障害となる可能性があることが指摘されていた。

4. 無形固定資産の取り扱い

無形固定資産について付属文書における新たな提案は、各国の会計基準において国際会計基準（IFRS）よりも幅広い資産を無形固定資産（例えば、ソフトウェア資産）として分類している場合、レベル・プレイング・フィールドを考慮して、IFRS を利用して無形固定資産の水準を決定することを明らかにしている。

III レバレッジ比率

バーゼル委員会は付属文書において、レバレッジ比率（自己資本／総資産等）に関しては一定の移行期間を経てから規制を適用するというアプローチを採用する方針を示した。移行期間において設けられる試行期間（parallel run period）のレバレッジ比率として、Tier 1 レバレッジ比率を3%の水準にすることを提案している。Tier 1 レバレッジ比率3%が適用される試行期間の間にレバレッジ比率の設計や水準が、クレジット・サイクルの全体にわたって適切なものであるか、また多様なビジネス・モデルに対して適切なものであるかという点に関する評価が行われることになる。また、レバレッジ比率の分子に用いられる自己資本は、新たな規制の下での Tier 1 が採用されることに強い同意があるとしながらも、代替的な選択肢として、自己資本全体またはタンジブル・コモンエクイティを利用することも検討する方針を示している。

移行期間には2つの措置が並行的に設けられている。まず、2011年1月1日から始まる監督上のモニタリング期間（supervisory monitoring period）である。このモニタリング・プロセスでは、レバレッジ比率の定義の構成要素と比率を把握するためのテンプレートの開発に焦点が当てられる。また、もう1つの措置として、並行的な試行期間が設定されている。それは、2013年1月1日から2017年1月1日の間に実施され、その間はリスクベースの自己資本比率との相対的な動きも含めて、レバレッジ比率とその構成項目が把握されるとしている。

銀行レベルでのレバレッジ比率とその構成項目のディスクロージャーは、2015年1月1日から始まるとしている。そして、試行期間の結果を踏まえて2017年上半期にレバレッ

ジ比率の最終的な調整が行われ、第1の柱の下での取り扱いに移行することを視野に入れつつ、2018年1月1日から適用されるという方針が示されている。

一方、レバレッジ比率の算定方法に関してもいくつかの修正が提案されている。まず、オフバランス項目については、昨年の市中協議案では元本に100%の掛け目（CCF）を乗じて信用リスク相当額に変換するという考え方が示されていた。今回の提案では、オフバランス項目に対しては均一のCCFが用いられることが述べられているが、その水準に関する言及はない。ただし、無条件で取り消し可能なオフバランス項目については、CCFを10%の水準にまで引き下げている⁶。

クレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブについては、バーゼルⅡにおいて認められるネットリングが適用できるようにしている。その上でカレントエクスポージャー方式の標準的な掛け目に基づく将来の潜在的なエクスポージャーの簡素な指標を適用するとしており、それによってすべてのデリバティブは貸出債権相当額に変換されることが確保されると述べられている。昨年の市中協議案では、クレジット・デリバティブにおけるプロテクションの引受けは、想定元本をエクスポージャーとして認識するとしていたが、今回の提案によりクレジット・デリバティブもその他のデリバティブと同じ取り扱いが行われることになった。

なお、レバレッジ比率の算定は、4半期の平均値で計算されるとしており、銀行が期末のみに調整的な行動を行うことを防ごうとしている。

レバレッジ比率に関しては、第2の柱とすべきという主張もある一方で、今回の提案でもこれまでと同様、「第1の柱の下での取り扱いに移行することを視野に」となっている。また、昨年の市中協議案では、代替的な検討オプションとして流動性資産を総資産から控除するという選択肢が提示されていたが、今回の提案では特に触れられていない。

IV 資本バッファー

バーゼル委員会は昨年の市中協議案において2つの資本バッファーを提案していたが、市中協議案ではその概略を記述するのにとどめていた。今回の付属文書では資本バッファーに関して具体的な方針が確認されている。

バーゼル委員会は、7月14、15日の会合を踏まえて、すでに資本バッファーに関する市中協議案を公表している⁷。昨年の市中協議案からの進展として、そこでは2つの資本バッファーが同時に採用されることが明らかになった。すなわち、銀行は自己資本の最低水準に加えて、資本保全バッファー（capital conservation buffer）とカウンターシクリカルなバッファー（countercyclical buffer）の2つの資本バッファーの水準をも上回らなければならないことになる。

⁶ ただし、その場合にCCFを10%の水準にすることが適切で保守的なのか、過去の経験則に照らしてさらに検討するとしている。

⁷ 前掲注1を参照。

Tier 1 ベースの自己資本比率 \geq Tier 1 ベースの最低自己資本比率
 + 資本保全バッファ
 + カウンターシクリカルなバッファ

資本バッファのうち資本保全バッファとは、自己資本の最低水準に対して一定のバッファ・レンジを設け、資本バッファが減少する場合は、配当や自社株式取得、役員賞与といった資本流出を抑制することが求められる。バーゼル委員会は資本保全バッファを厳しいストレス下の金融経済環境の中でも銀行セクターの損失を吸収するものとして位置づけている。また、カウンターシクリカルなバッファとは、与信量の対GDP比を算定しその長期トレンドとの乖離などから判断して当該国で過度な与信の拡大が行われた場合には、バッファの幅を引き上げ、過度な与信に歯止めをかけようとするものである。いずれの資本バッファもストレス時には損失を吸収するために取り崩すことが可能である。

バーゼル委員会は今回の附属文書において、資本保全バッファとカウンターシクリカルなバッファについて、2010年期末までに枠組みを固めるとして期限を提示した。

V コンティンジェント・キャピタル

今回の附属文書においてバーゼル委員会は、システミック・リスクに対処するための改革パッケージの一環として、コンティンジェント・キャピタルに関する検討を明らかにしている。バーゼル委員会は昨年の中協議案において、資本の定義の中で資本商品の契約条項に関する要件を提案している。今回の附属文書では、資本商品の契約条項において、銀行が民間市場での資本調達に困難な事態となった場合に、規制当局のオプションとして、普通株式への転換または元本の減額（write-off）を行える条項を手当てする提案を策定したと述べている。バーゼル委員会の昨年の中協議案では、自己資本比率が一定水準を下回るといった一定のトリガーに抵触した場合に、普通株式に強制転換または元本の減額を行うという破綻前に機能するゴーイング・コンサーンのコンティンジェント・キャピタルが検討されていた。これに対して今回の提案は、銀行の存続可能性がなくなった（non-viability）時点で資本に転換するというゴーイング・コンサーンのコンティンジェント・キャピタルに関するものである。中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル委員会がゴーイング・コンサーンのコンティンジェント・キャピタルに関する市中協議案を公表することに合意したとしている。

また、コンティンジェント・キャピタルに関しては、資本バッファの一部としてそれを利用することに関して検討が行われたことが明らかになっている。さらに、ゴーイング・コンサーンのコンティンジェント・キャピタルについては、2010年12月のバーゼル委員会の会合において具体的な提案を検討するために、2010年9月に進捗報告を策定する方針を明らかにしている。

システム上重要な金融機関への対応として、金融安定理事会（FSB）は 2010 年 10 月までに具体的な提案を行うことが G20 首脳から要請されており、その中にシステム上重要な金融機関に対する追加的な資本賦課を求めるシステミック・サーチャージの検討がある。バーゼル委員会は、システミック・サーチャージについてその内容は明らかではないが、「一定の裁量（guided discretion）」による手法を発展させると述べており、さらにコンティンジェント・キャピタルは、システミック・サーチャージの要件を満たし得るという考え方を示している。

コンティンジェント・キャピタルについては、まだ具体的な検討内容がみえていないが、新たな規制システムの中で重要な役割を担う可能性があるといえるだろう。

VI 流動性規制

バーゼル委員会は昨年の市中協議案において、新たな流動性規制の枠組みとして、①流動性カバレッジ比率（LCR）と②ネット安定調達比率（NSFR）を提案した。LCR は、一定のストレス状況が 1 ヶ月間継続してもその間に発生するキャッシュアウトに対応できるよう銀行に流動性資産の蓄積を促すものである。一方、NSFR は、銀行のファンディングの安定性の観点から資金調達を中長期（1 年以上）とすることを狙いとしている。NSFR に関しては、特に預金が重視されており、ビジネス・モデルのあり方が考慮されていないため異論も多い。そのため、NSFR は第 2 の柱の下での取り扱いとなる、またはその枠組みが廃止されるといった見方もあった。もっとも、今回の付属文書では、バーゼル委員会は NSFR の導入に引き続きコミットしている。

1. 流動性レバレッジ比率

LCR は、以下の式で表される。

$$(\text{流動性資産のストック}) / (\text{30 日間のネット・キャッシュ・アウトフロー}) \geq 100\%$$

LCR の分子となる流動性資産のストックは、資産の種類に応じて一定の掛け目を乗じて算定し、分母のネット・キャッシュ・アウトフローについても債務の種類に応じて、流出率として一定の掛け目が設定されている。バーゼル委員会が新たに示した掛け目の変更については、図表 1 にまとめている。リテール預金等の流出率の設定を引き下げているほか、政府・中央銀行等からの調達の流出率も引き下げられている。また、有担保調達については、流動性バッファーとして適格な資産が担保である場合に限ってロールオーバーを認めている。

図表1 LCRに関する2009年12月の市中協議案からの変更点

流動性資産		掛け目
現金、適格市場性証券(ソブリン、中央銀行、公営企業、国際開発銀行)、適格中央銀行受取手形、自国通貨建て国債等		100%
適格社債・カバードボンド	AA以上	80%
	A-~AA-	60%
キャッシュ・アウトフロー		掛け目(流出率)
リテール預金	安定預金	最低7.5%→ 最低5%
	非安定預金	最低15%→ 最低10%
無担保ホールセール調達	安定的な小規模事業顧客	最低7.5%
	非安定的な小規模事業顧客	最低15%
	オペレーション上の関係のない非金融法人	75%
	オペレーション上の関係のある金融機関	25%
	オペレーション上の関係のある非金融法人、ソブリン、中央銀行、公営企業体	オペレーション上の目的で必要となる預金の25%
	オペレーション上の関係のないその他の法人顧客、ソブリン、中央銀行、公共部門	100%→ 75%
有担保調達	ソブリン、中央銀行、公共部門	25%
証券担保調達	非流動資産を利用するレポ、証券貸借	100%
	適格流動資産が担保の場合	ロールオーバー可
その他の要件	3ノッチ以上の格下げにより生じるデリバティブの担保要求	担保の100%
	デリバティブの市場価値の変化	各国で設定
	デリバティブにおける現金・質の高いソブリン債以外の担保に対する価値の変化	20%
ABCP、SIV、コンデュイット等	ABCP、SIV、SPVの満期償還に伴う債務	償還額等の100%
	期限付ABS(カバードボンドを含む)	償還額の100%
コミットメント・クレジット・流動性ファシリティの未利用枠	リテール顧客	ライン残高の10%→ 5%
	非金融法人のクレジットファシリティ	ライン残高の10%
	非金融法人の流動性ファシリティ	ライン残高の100%
	政府・中央銀行・公共部門	ライン残高の10%
	その他法人顧客	ライン残高の100%
その他のコンティンジェント調達による債務		当局が銀行に応じて設定
融資の借換え・継続による予定されるキャッシュアウト		100%
キャッシュ・インフロー		掛け目
リテール・カウンターパーティからの受取り		予定されるインフローの100%
ホールセール・カウンターパーティからの受取り		予定されるインフローの100%
非流動資産を裏付け資産とするレポ、非流動資産の証券貸借からの受取り		100%

(注) 斜体が2009年12月の市中協議案からの変更点。

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

また、流動資産の定義について、昨年の市中協議案では、資産は銀行の財務部門が利用可能であって処分に当たって制約を受けず、銀行グループが自由に利用可能であるとしてその概要が示されていた。今回、流動資産の定義は2010年末までに固めるという方針が示された。なお、流動資産については、レベル2流動資産として、①20%のリスクウェイトが適用される政府等の資産、②高い品質(例えばAA-格以上)の非金融社債や銀行自身が発行していないカバードボンドについては、15%のヘアカットを適用し、40%を上限に流動資産への算入を認めるとしており、これまでよりも流動資産の幅を広げている。

2. ネット安定調達比率

NSFR は以下の式で表される。

$$(\text{利用可能な安定調達額}) / (\text{所要安定調達額}) > 100\%$$

NSFR における所要安定調達額は、資産ごとに 1 年以内に現金化できないリスクを測定しており、一方、分母にあたる利用可能な安定調達額では、現金化できないリスクに対応するべく 1 年以上の調達が促される。

バーゼル委員会が示した NSFR の掛け目の変更については、図表 2 にまとめている。預金調達の掛け目（安定調達掛け目）が引き上げられているほか、モーゲージについてはリスクウェイトが 35% より低い高品質のものに限っては、掛け目（所要安定調達掛け目）が 100% から 65% に引き下げられている。バーゼル委員会は今回修正した内容以外にも変更の可能性があることを述べている。また、バーゼル委員会は期間が 1 年以内のマッチング調達の認識を認めるかどうか、そして、NSFR に構造的な変更を加えるべきかどうかについてさらに検討する方針を明らかにしている。

バーゼル委員会は今回の付属文書において、NSFR はビジネス・モデルや調達構造に意

図表 2 NSFR に関する 2009 年 12 月の市中協議案からの変更点

利用可能な安定調達		必要な安定調達	
項目	安定調達 掛け目	項目	所要安定調 達掛け目
▼Tier1、Tier2に含まれる資本証券 ▼その他Tier2に計上されない償還まで1年以上ある優先株式・資本証券 ▼償還まで1年以上あるその他の債務	100%	▼現金 ▼短期無担保の活発に取引される商品 ▼リバース・レポと完全にオフセットされる証券 ▼残存期間1年未満の証券 ▼残存期間1年未満の借換えできない融資	0%
▼リテール及び小規模事業者の安定預金(満期なし又は残存期間が1年未満)	85%→ 90%	▼ソブリン、中央銀行等によって発行又は保証された債務	5%
▼リテール及び小規模事業者の非安定預金(満期なし又は残存期間が1年未満)	70%→ 80%	▼AA以上かつ満期1年以上で担保・抵当に供されていない非金融法人のシニア無担保社債(又はカバードボンド)	20%
▼非金融法人顧客から調達したホールセール調達(満期なし又は残存期間1年未満)	50%	▼担保・抵当に供されていない上場株式又はA-以上で満期1年以上で非金融法人のシニア無担保社債(又はカバードボンド) ▼金 ▼満期まで1年未満の非金融法人顧客向け融資	50%
▼上記以外のすべての債務及びエクイティ	0%	▼満期まで1年未満のリテール顧客向け顧客 ▼モーゲージ(リスクウェイトが35%以下) ▼その他のすべての資産	85% 65% 100%
		オフバランスのエクスポージャー	
		▼コミットメント・クレジット・流動性ファシリティの未利用枠	10%→ 5%
		▼その他のコンティンジェント義務	各国当局で調整

(注) 斜体が 2009 年 12 月の市中協議案からの変更点。

(出所) バーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

凶せざる影響が生じる懸念があることから、そのことを確認するために、直ちに規制化を図るのではなく観察期間（observation phase）を設ける方針を明らかにしている。NSFRについては観察期間の結果を踏まえて、2018年1月1日までに修正して最低基準として導入するとしており、そのために、バーゼル委員会はNSFRに関する最終提案を2010年末までに公表するという方針を新たに述べている。

VII カウンターパーティ・リスク

今回の付属文書においてバーゼル委員会は、カウンターパーティ・リスクについて昨年の市中協議案から以下の修正を行う方針を明らかにしている。

- 信用評価調整（CVA）を算定するための債券相当アドオン方式（bond equivalent approach）の修正
- CVAの過大な水準調整に対応するために乗数5を撤廃
- 金融機関の相互関連性に対応することを目的として、金融機関向けエクスポージャーの資産相関を1.25倍に引き上げるという対応を行う際の対象金融機関の閾値について、250億ドルから1000億ドルに引き上げ
- 中央清算機関（CCP）に対する銀行のエクスポージャーは無リスクではないことを考慮し、リスクウエイトを0%から1~3%に引き上げ